## 舊 藩 內 外 逋 債 處 分 (下)

五 外國債の始末

其公債額を表出してあるのみである。 は何等其處分始末に就いて記して居ないで、單に うか、『國債沿革畧』明治財政史』國債始末』等に 渡すさいふわけにも参らぬ事情にあつたが為に悉 のであつた。而かし外國債に對しては公債證 等であつて、 かつたもの、 或は船艦を外國に注文して其代金の決濟に至らな く即償債として現金を渡した。それ等の故であら 外國債は慕末諸藩に於て武器を外人より購入し 内國債に劣らぬ紛糾錯難を極めたも 或は又金銀を外商より稱借したもの 書を

方期限等を取調べ、

來る三月中に外國官へ申告す

べき旨を命じた。

ことを禁じ、今後金銀を稱借する場合は、 より購入した諸品代金の未拂額並稱借金高の返濟 同月二十二日、 上、外國官の指揮に從ふべき旨を達した。 時は私の相對を以つて外國人より金銀を稱借する に布告を發したのは二年二月十二日であつて、此 明治政府に於て、 潔 更に府藩縣に布達して、從來外國 最初この外國債に關して諸藩 田 章 次いで 願出

0

たのであつたから、 なつたが、 斯くて幾もなく二年六月には版籍奉還の實行と 舊藩主卽ち知藩事で依然舊慣を持續し この後も勝手に外國より諸品

た。是に於て政府は三年二月、又府藩縣に令達しを購入し、或は金銀を稱借するものが少くなかつ

の産物等を擔保とし、或は船艦諸器械等を購入す近比官廳に於て外人相對に金銀を稱借して、管內た。是に於て政府は三年二月、又府藩縣に令達し

發した。

あらば、太政官に顧出でよ、其次第によつては適若し己むを得ざる事情の為に、金銀稱借の必要が國債に當るを以つて、爾今右樣の所為は嚴禁す、

るものがある模様なれざ、斯の如きは則ち日本の

でないから、心得違のないやうにせよと告げ、こ資金授受に關することの如きは官府の關係する所當の所置をする、尤も農商の者共が商業上相互に

銀を稱借せんと申出るものがあつても、之に應じ物或は貢祖等を擔保として諸品を購入し、又は金布告をしたから、今後府藩縣の名を以つて管内産れと同時に、各國公使領事に對しても、右の如き

第十卷 研究 浩蒂內外通债度分(下) 然るに各國公使領事等は、我が政府の通牒 やうに、貴國商人等に諭達されたいこ通牒

0

なっ

したが為に、政府は翌三月、再び詳細なる通牒を文面が簡にして十分に其趣旨を了解し難いと返書

拂並稱借金は、擔保の有無、利子の割合、償還の諸瀒縣に於いて、外國より購入した諸品代金の未

次いで同年四月、改めて府藩縣に布達し、

從來

目途等を詳記して、來る五月二十五日迄に申告せ

為に、更に六月十五日迄申告期限を延ばす旨を再期日迄に有無を申告しないものが少くなかつたがい府藩縣にも其旨を屆け出ることゝした。然るによと命じ、其取調雛形を添加した。尤も負債のな

達したのである。

政官に禀申して其裁可を得ることとなつた。然る政府に於いて負擔消却する旨を通牒せんことを太國公使領事に對して、政令一新前の各藩外國債はの調査も出來たから、三年八月外務省に於ては各この結果五六藩を除く外、大體に於いて外債額

第四號 七七 (五六七)

難いと主張した。仍つて外務省に於ては同年閏 却する旨を各國公使領事に通牒することは同意し 負債額も判然して居ないのに、漫然政府が負擔消 くが外債の有無を申告したわけでなく、從つて其 に當時大藏省に於いては之に反對し、未だ諸藩悉

て左の如き通牒を各國公使に發することゝなつた。

月、更めて太政官に禀申し、翌十一月十七日を以つ

而其外之者、官用こして右品物類を買入れんこ欲し借 たし候儀は、今度嚴に禁止せしめ候、若向後右主宰總 物類買入れんが爲、其管轄する土地の諸税を引當にい 私用を以て外國人より借財之爲、又は船鑑器械其他品 以手紙致啓上候、然者我國府潛縣の主宰總而其外之者

府にて引受候儀に有之、將又政令一新ニ付、前文之規 請け候筈ニ付、外務大藏兩省連印之證書有之分は、政 財する節は、 却之目途を以,追々返濟いたさせべく、萬一其目途を **候領主より外國人ミ約定いたし候借財之分は、其藩償** 則相立候儀緊要ニ付而者、右以前土地之政務を委せ置 右約定取結び候以前、 必我政府之発許を

灩

九勺九才、金拾五萬壹千八百五拾七兩貮分、永武

其金額は洋銀百叁拾萬四千六百八拾九枚七合

百貮拾貮文三分であつて、債額未定の藩縣は極め

之趣貴國臣民へ御布令有之候樣存候、此段可得御意如 失ひ違約に及候者は、 第四號 我政府に而引請候様可致候、 七八 (五六八)

右

明治三年庚午十一月十七日

斯御座候、

以上。

外 務大 輣

寺島從四位藤原宗則

外

凙 從三位清原宣嘉

(各國公使宛)

この時外務省で調査整理した外國債はすべて十六 政府に於いて之を負擔消却するといふのである。 は 即ち政令一新以前の諸藩の外國債は其藩に於いて に係るものは、外務大藏兩省の證印あるものは、 償却の目途を立てしめ、若し違約に及ぶ如き場合 政府に於いて之を負擔する。又外債禁止令後

んといふ意嚮であつた。 て少數であるから、この際速かに消却處分を行は

> 今茲に外務省の整理に成る外債額を表出すれば左 の通である。

仙	廣	佐	高	庭	金	瀒
臺	島	賀	知	兒島	澤	名
金 八、二八八・三〇佛商人ヨリハートル品買入代金 三三、八五五・〇〇帰國ヨリシイヘル品買入代金	向 洋銀二七八、○○○・○○【二二八、○○○・○○英國ナールト商會借入金		金 一三二五○・○○英商人ヨリ小銃六千挺買入代金殘 洋銀一四三、一四○・○○英國チールト商會ヨリ蒸汽船テレス買入代金殘	洋銀二二九、三〇二・〇七九和蘭商社中ョリ借入	五、七九四・六四、二十五十八四 (八〇、一三六・〇〇・帝國商人ョリ西黄米買入代金磯田、六六、二一五・六四 七、六六五・○○和蘭商社ョリ勢鎮器械買入代金磯二六、六五〇・○○和蘭商社ョリ勢鎮器械買入代金磯二六、七九四・六四、二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	負债。

**第四號** 七九 (五六九)

第十卷

研 究

舊藩內外道位處分(下)

第四號

八〇(五七〇)

六	合	嚴	加	雅	松	久	津	大	和	福	松
判理			知			保		聖	歌		
判理局の設置	計	原	Щ	野	本	田		寺	Ш	岡	江
置	永金洋銀	洋銀	永 金	金	洋銀	金	洋銀	洋銀	洋銀	金	洋銀
理は主として外務省に於いて之を管掌した	一、三〇四、六八九·七九九 一五一、八五七·二〇 二二二·三〇	五八、〇〇〇・〇〇… 英國チールト商會ヨリ借入金	ニニニ•三〇} …英商人フレキストンヨリ借入金ニ′五六八•三〇} …英商人フレキストンヨリ借入金	二二、○○○・○○・⋯英國サールト商會ヨリ神龍丸買入代金殘	六、三○○・○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、○○○・○○米國ョリ軍鑑買入代金殘	二〇、一六〇・〇〇 …和閩商社ョリ小銃買入代金殘	五○、○○○・○○・⋯和關商社ョッ借入金	五○、○○○・○○和閩商社へニホール經入質	四〇、〇〇〇・〇〇和閩商社ョリ借入金	七七、五七五・〇〇和關商社ョリ西貢米買入代金殘

るが、事實諸藩の外國债は外務省に於いて調査し理は主さして外務省に於いて之を管掌したのであ

當時外國債は事外交に關するを以つて其調査整

係等も頗る複雑であつて、其調査の困難は名狀す甄別明かならぬものもあり、又償還期限利率の關つたのみならず、種々なる外債の中には、公私のと殺した後に於いても、一々政府の許可を經ずしたやうな單純なるものではなかつた。外債禁止令

定の通達に依つて直に之を公債となし、

大藏省に

べからざるものがあつた。それ放外務省の整理決

於いて之を卽償することは到底成し得るところで

なかつた。

ばならぬことになるかも知れぬ。果して然らば其する曉には、政府は舊藩の負債を舉げて償却せねた。是等の訴狀は當然外務省より司法省へ廻附せた。是等の訴狀は當然外務省より司法省へ廻附せた。是等の訴別は當然外務省より司法省へ廻附せたの償還を迫つて出訴するものが相繼ぐ有樣となつの償還を迫つて出訴するものが相繼ぐ有樣となった。

司法省へ差出セシヲ大藏省ニテ引請、返金ノ示談外國入ヨリ訴出シ貸金ノ訴狀ヲ外務省ニ受取之、

取扱方に關して太政官に禀申した結果、左の如き

規定を設くることゝなつた。

第一條 大職省ヨリ外務省へ申入レ、外務省ヨリ司

ヲ爲サント欲セバ、左ノ手續ニ爲ス可シ。

法省へ申入可シ。

八一派(正七二)

卷 研 究 苍藩內外道債處分(下)

第十

國人ノ訴狀ヲ再ビ外務省ニ受取ニハ、左ノ二様ノ第二條 外務省ヨリ司法省へ示談ニテ巳ニ出セシ外

其一、外國人ョリー旦訴狀下グラ願出シニ因リラ

司法省へ訴狀下ゲノ申入。

取度ク申入。 示談致度ニ付司法省ヨリ訴狀ヲ外務省迄一應受其二、外務省ヨリ外國人へ訴狀下グ願ヲ致候様ニ

右二ク條ノ手續ナレバ、司法省ヨリハ巳ニ受取シー

訴狀ヲ外務省へ返却スベシ。

敢へて闘知するところでない。若し事の爭訟に涉れば、其上は外務對大藏兩省の交渉關係であつて卽ち司法省としては、訴狀を一旦外務省へ返却す卽

であるとした。

して私かに負債をなし、途に莫大の國債を醸成すいふには、從來舊藩に於て外債禁令後も之に悖戾是時に當つて、大藏省では井上罄等相議して、

司法兩省と商議して、司法省へ廻附した出訴債務である。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといふである。是等の點も斟酌すべき必要があるといる。

一應悉く外務省に引戻すべし。一、藩債に係れる訴訟之司法にて扱ひ掛りたるものは

の如き一の箇條書を定めた。

書類は取纏めて一旦大藏省へ引取ることゝし、

、大藏省は右請取たる訴訟を起發之順序に從ひ、被、右引戾したるものは其儘盡く大藏省に引渡すべし

告入原告入え引合すべし。

外國人ミも都べて直に大藏省え引合べき旨を達すべ一、大藏省は右引合に付而外務省へ伺ひ出る向は、內

のは書類取纒め速に可差越樣申遣すべし。一、外務省は各港に布告し、金銀出入之舊藩に係るも

古の商議の結果、外務省は各國公使領事に通牒し 「大型」というである。 一本の商議の結果、外務省は各國公使領事に通牒し のののである。 は同年十二月新聞紙上にも のののである。

## 七、債額別減の交渉

選 河口定義、 當つて、其下に北代正臣、 大藏省判理局は大藏少丞小野義真が專ら其衝に 和田道之、 第 -[-筒井美清、 卷 飯島道章等十數人を以つて、 研 35 桃井厚德 舊譜內外道價處分(下) 長岡重弘、 佐伯惟馨、 北村泰 舊藩 川村

**第四號** 

八三

(金七三)

繁劇を極めたとのことである。 繁劇を極めたとのことである。 紫劇を極めたとのことであるが、多くの債務の中には、一々處理したのであるが、多くの債務の中には負債者を召喚して糺問する必要も起り、或は掛は負債者を召喚して糺問する必要も起り、或は掛め國債書類を調査審議し、公私の事理錯綜して容

みた。 小城、 或は神戸に、 は勿論、 當局者の苦心は一通でなかつた。當局の小野義真 債權者たる外國人等の中には、頗る頑强なものが あつて、 をしたのであるが、 權者に對しては利率の遞減、 斯くて愈調査整理の追捗すると共に、 岡、 就中和蘭商會關係の負債は津、 中々我政府の要求に應じなか 大澱少輔吉田清成の如きも、 嚴原等の諸藩に涉つて居つて、 再三往復して債權者と直接交渉を試 是れが亦非常に面倒であつた 卽 金償還の交渉 秋田、 っつた 或は横濱に 政府は債 總額約 んが為に 談判 盛岡

第四號 八四 (五七四)

れが頗 六拾萬圓に達し、其利率は壹割以上であつがた、こ 月自から横濱に出張して、 が要求を容れない。それが為に井上侯は四年十二 る難問題であつて、 神奈川縣廰内で和蘭領 債權者はごうしても我

て懇親 事と應接し、 かつたといふことである。 招いて交渉談判した為に、 談して拂切さした。英國商人に關するものは爺 了すると共に、 斯くの如くにして五年五月、 の間柄である同國公使館の書記官サトト 漸く五萬圓だけを減額することに示 是月舊藩外國道債處分錄を作製し 此方は比較的困難は少 大略外債の處分を z ね

權者は英・米・佛・蘭・孛・瑞・葡の七箇國四十四人、 負債者たる舊藩は二十八、其負債總額は貮百七拾 九萬三千七百三拾五圓五拾八錢八厘であつたが、

て之を太政官に具狀した。この處分錄によれば、債

圓八拾貳錢九厘となつた。

萬九千九百七拾圓六拾八錢九厘であつた。尤も此 此内債權者に交渉談判の結果燗減し得た額は拾五

> 舊藩遺債處分錄を訂正し、 以外に司法省で尚は審判中に區して居つて、 て取扱ふことゝなつた。 をなすもの等があつたが為に、更に六年に至つて 未決のものが敷落あつたのと、 づ判理局は廢止せられ、 尚は殘務は庶務局に於い 同年四月を以つて一先 この後も出訴屆出 處分

七、 萬貮百九拾壹圓拾三錢五厘、 貳圓七拾壹錢七厘,私債額は二拾四藩で、九拾 **竣壹厘であつて、此内删減額は三十五萬八千四百** した公債額は三拾四藩、貮百七拾三萬八千七拾壹 この後、八年未迄の調査整理の結果は藩敷三拾 外債總額金四百三萬五千七百六拾五圓六拾八 差引政府の負擔に歸 74

ることゝしたのであるが、後に上納末濟の分が津 に係るものは舊藩々より大藏省へ年賦上納せしむ 然るに當時政府に於いては、 便宜上公私の負債を舉げて即 外國債權者 金消却し、 私債 對し

盛岡、秋田、佐賀の五藩、四萬六千百六拾

たることが明かになつたものに、仙臺藩の貮千九 負擔となつた。次に公債と認めた中に、後に私債 八圓七拾貳錢三厘となつて、これ丈が自然政府の

百拾八圓七拾五錢があつた。之を加除差引するこ 事實政府の負擔總額は貳百七拾八萬壹千三百貮拾

治財政史』に掲ぐる内外债表には外債合計金貮百 八拾茑壹千三百六圓九拾四錢貳厘とあつて、 即ち

壹圓八拾錢貮厘である。然るに『國債沿革略』 『明

**壹萬九千九百八拾五圓拾四錢の差がある。これは** 高鍋藩の負債中、拾四圓八拾六錢を公債に加ふべ

きものが脱したのと、外に斗南藩の公債貮萬七千

拾六圓五拾八錢とあるは壹千九百拾圓五拾八錢の 事である。尙ほ右の表中、福岡藩の公債壹千九百 六百八圓三拾錢五厘を四萬七千六百八圓三拾錢五 厘と誤記の儘に、武萬圓だけ多く計算したからの

誤植であらう。 今茲に舊藩逋債處分錄、舊藩々外債調帳、

々年賦負債原書、舊藩外國負債全額調書、外國債

額、 差引原簿等を基さして、各藩外國債の總額、 私債及公債の別を一覽表に作製して参考に備 删減

ることゝする。

						•
	四·大四门•100	<u>⊡</u> •:	三三元•六00	五、〇六七・九〇〇	槻	岩
三、1四七・11七	一一五九一•三三三	111	1 )三 八•九次〇	1次、0次七・四10		忍
117年00・000			七七〇・六六〇	三二七0・六0	橋	盟
	北、000・000	<b>龙</b> (	四、五一六・一七〇	八三、五1六・1七0	Ш	犬
110、八四三・四九〇	10元(01四:000)	10元(	1年、01月1000	□玉四、八八○・四九○		津
公 债 額	額	私债	删減額	外國債總額	名	藩

第 -|-卷

研 缆

舊語內外迎債處分(下)

第四號

六〇、四三・九八六	二二六二十三两	二九九九四七二	六五、七三二•六九一	岩崎	************
四七二、九六四・六九〇	1六、000・七九二	一九、六三一•五四〇	玉〇八、玉九七・〇二二	秋田田	warnous
110,000,000	110^000•000	八四、九四九。九〇〇	二四、九四九・九〇〇	米 澤	
1、三〇六・三三〇			1 100次・150	黑石	a managana
こと、六〇八・三〇五	五、〇九八・六二五	三〇、九〇六・九三〇	次三·六二三•八次O	斗	er successivation
100、0八二・五七〇		八つ1七・四三つ	10 100.000</td <td>舘</td> <td>**********</td>	舘	**********
一、四四八•九六〇	-		一、四四八•九六〇	弘前	COVARY)
年二 ごとご・ご次〇	八七、四四八・五九〇	二九、五〇1・11-10	空天二三三・1六0	盛岡岡	
五1、二四六・〇〇〇	五九、三七五・000	九、三七四•六1〇	[一八、九九五•六]〇	仙臺	nacazanawa I
10九、四四四・0七九	HOO:000	一、七九二。四七〇	111、七三六•五四九	二本松	
六四• <b>八</b> 一四	五、10公・200	八七・七八三	五、二五八。五九七	沼田田	
	五六二六・000	八八四•000	☆1400・000	松代	,
七、三元四・一六六	. 10年八三回	·	七、五七六•七二〇	高富	
1一、〇五九・四五〇	四、四八一・二宝〇	0六0.4分0.1	一六、五九七・七七〇	郡上	
州四、四门门·   州四		九三七・九回一	五五、三六○・○九五	水戶	<del>,</del>
六、六旦四•年七〇		次七六・1 110	七、五二〇・六九〇	櫻井	
六、二七〇・八五〇	二、六九一・六六〇		八九六二・五三〇	加知山	***************************************
***************************************	元、000•000		111,000.000	花 房	
八六 (五七六)	第四號	产	研 究 善護內外並質度分(下)	第十卷	

- 分。	〔私債増加額〕 仙臺藩二九1六・七五0ハ前表公債額中ヨリ滅ズベキ分。佐賀藩11三1・七八八合計四六1六八・七三、ハ政府負擔トシテ前表公債額中ニ加フベキ分。〔私債上納未濟額〕 津藩1四11五五11九四―松代藩五六二六・000―盛岡藩11三八00・000―秋田藩111七五・七四八―	仙臺藩二九八八・七五〇ハ前表公債額中ヨリ滅ズベキ分。七八、合計四六、一六八・七三、ハ政府負擔トシテ前表公債額〕 津藩一四、三五、一九四―松代藩五、六一六・〇〇〇―盛岡額〕	〔私債增加額〕 仙臺藩二九二 佐賀藩二三二·七八八合計四六 〔私債上納未濟額〕 津藩二四	考	備
二、七三八、〇七一・八二元	九四〇一二九一・一三宝	三五八四〇二・七一七	四、〇三宝、七次五•六八一	計	合
二九〇、九二六•三〇二	二七、七一八。三六四	四1、〇四州•州四1	三宝光、六光〇、二〇六	原	嚴
三宝、〇一二・九四〇		六一、八九二・四三元	九六、九〇五・三七九	兒島	庭
六、八九二•九三二	一四、四、四、四、六〇八	四、四十二十八八十二六〇	二五、八二七・九二〇	鍋	高
112171四五•四月2	九三、四〇五・〇三三	九八〇•〇1〇	四六六、六三〇・四七九	賀	佐
1 1400.000		-	17500.000	江	福
1九、九九八・〇〇〇		1~K011•000	1117:00-000	城	小
老、公元・1二六	五七一三二 1 • 六六三	九、心回•01七	1二四、八八四•八〇六		岡
1、九10•五六0			1、九10・五八0	岡	福
三〇八、四九四・七一五	15次711大-510	三、八八二・九八七	四四八二五九六・〇二二	知	蕳
五、八〇〇・〇〇〇		11*•000	五、九一六•000	遪	田
1、六七〇•八三〇			1 ^ かむつ・ふいつ	口	Ш
四次、1七0·00C			COC•C41%	島	廣
三九110	17九0三•0六0	〇小六・村団	六六六·000	穗	赤
一〇七、二四六・八四七	六七、〇一六•七五二	一一、七五五。八〇八	一八六、〇一九。四〇六	澤	金

**第四號** 八七 (五七七)

第十卷

研究

浩蔣內外道債處分(下)